

## 医療機関における消費税損税問題の解消について

小金井中央病院 田中昌宏

### はじめに

先の同門会懇親パーティーの夜はアルコールも程良く効いて日々の疲れがなんとなく緩和されたようなハイな気分になりました。表題は大学勤務の先生方にも是非知っておいて欲しい医療界・医師全体の最大の懸案事項なのです。小職は県医師会で医療税制・医療経済・男女共同参画を主務、公的医療保険制度を副務としております。この紙面をお借りして表題について概略を解説し近況報告としてさせていただきます。現在、医療機関は診療に必要とする医薬品、医療材料や医療設備等を購入する際には価額に 5 % の仕入消費税をプラスして業者に支払っています。保険診療は非課税と決められており最終消費者である患者から消費税を医療機関は徴収することは出来ません。さらに医療機関は既に業者に支払った 5 % の仕入税額を差し引くことが出来ないので損害を被る仕組みになっているのです（控除対象外消費税）。元来、消費税制度は最終消費者

（医療の場合、患者がこれに相当）が支払う税金である。中間に位置する事業者（医療機関）は仕入れ・仕出しで発生した消費税を一時的に預かり、最終的には相殺して過不足分を国に納めたり戻されたりする制度なのです。従って、医療機関に消費税損税が発生するというのは消費税の仕組の瑕疵が根本原因であって本来はあり得ないことなのです。社会保障と税の一体改革法案の中で平成 14 年 4 月に消費税が 8 % 、平成 15 年 10 月に 10 % に増税されることは周知ですが、その時までに消費税制度の構造的瑕疵を修正させて、日本の医療業界が更なる理不尽な損害を被らないような制度設計が求められています。中枢では日本医師会、四病院協会、各種医療団体、医系議員団が、また地方では都道府県医師会が中心になり消費税の損税問題の解消を求めて国会議員、行政官、税務専門家に働きかけ幾重もの波状運動を展開しています。患者である一般国民、また保険者団体、報道関係団体にも広く啓発活動と協働運動を展開し理解を求めています。

### 消費税損税問題の概略

消費税の損税問題は現在に限ったものではなく平成の初めからずっと続いている問題なのです。医療界では 1995 年頃（平成 7 年）から問題視されてきました。ご承知の通り「社会保障と税の一体改革」大綱が 2012 年 5 月（平成 24 年）、政府発表されまして、消費税率が 2014 年 4 月に 8 パーセ

ント、2015年10月に10パーセントになることが決定されております。現在の消費税5パーセントの存在下で医療機関は総社会保険診療報酬の2~3パーセント（1995年=平成7年当時）、直近のデータでは2.22パーセントに相当する控除対象外消費税が発生していると報告されています。また日本医師会のデータでは全国の医療機関、すなわち、大学病院に始まり、公的病院、私的病院、有床・無床診療所が毎年2,330億円もの本来払わなくてよい消費税を支払わされていると報告しています。とんでもない莫大な金額が、消費税の仕組みの瑕疵のために医療機関に金銭的損害を与えていたという腹立たしい状況が続いているのです。

消費税率が10パーセントになれば控除対象外消費税は現在の2倍、約4660億円になり、医療機関の経営状態は著しく圧迫されて倒産の憂き目という深刻な問題になってきます。

そもそも、1989年（平成元年）、消費税3パーセントの導入の際に0.76パーセント、1997年（平成9年）消費税5パーセントにアップの際に0.77パーセント、都合1.53パーセントを行政措置として社会保険診療報酬に上乗せして控除対象外消費税の手当をしてきたというのが財務当局や厚労省の認識ですが、現状で単純計算をしても $2.22\% - 1.53\% = 0.69\%$ 分が実質の損害となります。要するに、上乗せ額が余りにも少なすぎて損税の発生が未だに続いているのです。因みに語句の説明をしますが【控除対象外消費税】-【診療報酬1.53%上乗せ分】=【損税】の関係にあります。財務政府当局の「社会保障と税の一括改革」による消費税率アップ8%のタイミングを睨み、間髪入れずに医療機関の損税解消のための行動が不可欠です。我々、医師は如何なる手段を用いても一致団結して損税の解消を達成する覚悟が必要です。この機会に損税問題の抜本的解消されなければ全国の医療機関は永久に理不尽な税を支払わされます。毎年、黙って数千億円をも支払ってくれるキャッシュデイスペンサーになりさがるのですか？ということが問われています。医療機関にとり満足のいく解決策を勝ち取れなければ日本医師会、都道府県医師会などは全く無用の長物と化し、その立脚基盤を失うほど的重要問題なのです。

### 損税問題解決に向けた日本医師会、栃木県医師会の活動

2010年（平成22年）、関東甲信越医師会連合会医療保険部会：「医療機関の消費税損税問題は厚労省や政治家に十分届いている筈なのに、何故この欠陥が是正されないので？」（田中/栃木県医師会）、2011年（平成23年）、関東甲信越医師会連合会医療保険部会：「消費税いよいよ10パーセントの時代到来か」（田中/栃木県医師会）いうタイトルで栃木県医師会として前記の損税問題をたびたび提起し早急なる解決を日医執行部に強く促しました。これらを

受けてか？2011年度の税制改正要望（日医、4病協共同要望）では政府税調に対する税制要望事項9項目を挙げ、そのトップに「消費税の損税問題解消」が挙げました。そして2011年（平成23年6月）、栃木県民主党本部において支部連合会代表の石森久嗣衆議院議員に対して栃木県医師会（会長以下3名）は、「医療機関における控除対象外消費税問題の抜本的解決」、2012年（平成24年6月）の民主党栃木県支部連合会「平成25年度概算要求ヒアリング」においても医療機関の損税解消の抜本的解決への繰り返し要望をしてまいりました。2012年（平成24年7月17日）、日本医師会都道府県医師会長協議会で埼玉県医師会長が代表して日医執行部に改めて消費税損税問題の早期解決を強く求めました。

その他の活動として、日本医師会など医師の代表だけが医療機関の損税問題を提起しても果たして国民や他業界の人々に理解されるのかという不安もかかえています。国民と認識を共有することを目的に市民公開講座（「医療と消費税」日医主催：日比谷公会堂、2011年8月）を開催。控除対象外消費税の問題に関し税理士会や税理士連合会との懇談会を開催し、税の専門家からの提言や参考意見を頂いたりしています。プレス、記者クラブ30社と懇談会や意見交換会などを通して控除対象外消費税に対する日医の広報活動も手掛けています。患者、市民、国民との認識の共有や協働の重要性も含め、政府与党、野党議員のみならず関係各方面に対して広く働きかけや目配りしている状況です。

業界では周知ですが、2010年（平成9年9月）には兵庫県内の4医療法人が連帯して、消費税の瑕疵、医療機関における消費税損税問題を政府は著しく長期にわたり放置した（先ほど申しましたが20年間放置）。このことにより不当な精神的負担を長期間強いられ財務的損害も著しく被ったとの理由で国を提訴しております。この裁判は、6月末に既に結審しました。来年早々には神戸地裁から判決が出るということで、私どもとしても大いなる関心を持って見守っている状況です。

### 損税解消への今後の見通し

2012年（平成24年3月）、厚労省の鈴木医療課長が「消費税損税問題を中医協分科会の中に議論の場を設ける」と発言。厚労省として初めて医療機関の控除対象外消費税問題を公式の場で認めました。少しではありますが前進です、スタートラインに立てたという思いです。同年4月の中医協総会で、厚労省唐澤審議官が「消費税8パーセント、10パーセントまでは高額の投資への対応と診療報酬制度で手当をする」と談話発表。通常の薬品購入とか材料購入の部分の控除対象外消費税は社会保険診療報酬で手当し、新病棟建設、また大型機器購入時の控除対象外消費税は何らか別に手当する、の意。「消費税が

10パーセントまでのうちは診療報酬、そういうところで手当をするというのが政府の考えだ」ということを表明した。

6月20日、中医協分科会で医療機関の負担の実態調査をするということを決定。どのような医療行為に消費税がかかるのか？かかるない医療行為とはどういうものなのか？を調査するということです。消費税がかかる医療行為に損税を戻すのが本筋ですから、極めて大切な作業ですが、我々、現場の医療機関にとって納得のいく結果であってほしいと思います。

最近、日本私医大協副会長が「特掲診察料ではなくて、いわゆる入院基本料とか診察料、その部分に消費税を戻して欲しい」という要望発言をしています。

2013年度（来年、平成25年）の前半までに消費税率8パーセントに引き上げたときの損税への対応を決定すると中医協は表明しております。今後も引き続き、消費税損税問題の根本的解消に向けて眼を離すことなく注視してまいります。大学の先生方におかれましても大所高所から見れば控除対象外消費税、損税問題の解消は医師会員の問題のみならず全ての医療機関、すべての勤務医師にとっての重要な懸案事項なのです。オールジャパンの体制を敷いて戦い抜かねばならない難題なのです。

### 日本医師会の基本の方針

「非課税制度から仕入れ税額控除が可能な課税税制に改め、なおかつ患者負担を増やさない制度に改める」。それで「課税ゼロ税率が理想的解決方法であるけれども、政治的な実現が非常に困難な場合には遞減税率なども模索しなくてはならない」。患者に負担をかけずに、かつ医療機関にも損失が発生をさせない。その方法論としてゼロ税率課税が一番すっきりしているが、政治的背景を考えるとチョット難しいというニュアンスで書かれています。

自治医大消化器内科同門会誌 寄稿

2012年10月吉日